用語の説明

1. 職業紹介関係

(1) 一般関係

① 就業形態、雇用期間及び雇用形態関係

○一 般 常用及び臨時・季節を合わせたものをいう。

〇常 用 雇用契約において雇用期間の定めがないもの、又は 4 か月以上の雇用期間が定

められているもの(季節労働を除く。)をいう。

○臨 時 ・ 季 節 臨時とは、雇用契約において 1 か月以上 4 か月未満の雇用期間が定められてい

るものをいい、季節とは、季節的な労働需要に対し、又は季節的な余暇を利用して一定の期間(4か月未満、4か月以上の別を問わない)を定めて就労するも

のをいう。

〇パートタイム 1週間の所定労働時間が同一の事業所に雇用されている通常の労働者の1週間

の所定労働時間に比し短い者をいう。

・常用パートタイム パートタイムのうち雇用期間の定めがないか、又は4か月以上の雇用期間によって就労する者。

・臨時的パートタイム パートタイムのうち1か月以上4か月未満の雇用期間が定められているか、又は季節的に一定の期間を定めて就労する者。

○正 社 員 パートタイムを除く常用のうち、勤め先で正社員・正職員などと呼称される正 規労働者をいう。

② 求職·就職関係

○新規求職申込件数 期間中に安定所で新たに受け付けた求職申込の件数をいう。

○月間有効求職者数 「前月から繰り越された有効求職者数」と当月の「新規求職申込件数」の合計 数をいう。

○中 高 年 齢 者 45歳以上の者をいう。

○紹 介 件 数 求職者と求人の結合を図るため、安定所で行った紹介の件数(他安定所から連絡を受けた求人への紹介も含む)をいう。

○就 職 件 数 自安定所の有効求職者が、安定所の紹介により就職したことを確認した件数をいう。

○雇用保険受給者 受給資格決定後、所定給付日数分の基本手当の支給(延長給付を含む)を終了するまでの者をいう。

○雇用保険受給者の 受給資格決定後、基本手当の支給を終了するまでの間に安定所の紹介により就 一般 就職件数職した基本手当受給資格者の就職件数をいう。

③ 求人・充足関係

○新 規 求 人 数 期間中に新たに受理した求人数(採用予定人員)をいう。

○月 間 有 効 求 人 数 「前月から繰り越された有効求人数」と当月の「新規求人数」の合計数をいう。

○充 足 数 自安定所の有効求人が、安定所(他安定所も含む)の紹介あっせんにより求職者と結びついた件数をいう。

(2) 新規学校卒業者関係

卒業年の6月末日までに、公共職業安定所及び学校(職業安定法第27条及び 第33条の2第1項第1号の規定による学校)において取り扱ったものをいう。

(3) 日 雇 関 係

○日 雇 日々雇用されるもの又は1か月未満の雇用期間を定めて就労するものをいう。

2. 雇用保険関係

○受給資格決定件数 離職者の提出した離職票に基づき、公共職業安定所長が求職者給付を受ける資格があると決定した件数をいう。

○基 本 手 当 求職者給付のうち最も基本的なもので、一般被保険者が失業し、法第13条の 受給要件を満たしているときに支給される。

- ○初 回 受 給 者 数 同一求職者給付の受給期間内における該当求職者給付の第1回目の支給を受け た者の数をいう。
- ○受 給 者 実 人 員 失業等給付を実際に受けた受給資格者の延数をいう。
- ○高年齢求職者給付金 高年齢継続被保険者(65歳以上)が失業した場合、当該受給資格に基づき支 給される一時金をいう。
- ○特 例 一 時 金 短期雇用特例被保険者が失業した場合、当該特例受給資格に基づき支給される 一時金をいう。
- ○高年齢雇用継続 一般被保険者期間が5年以上ある被保険者が、60歳以後基本手当を受給するこ 基 本 給 付 金 となく、60歳到達時点の賃金の75%未満で就労しているときに支給される。
- ○高年齢再就職給付金 60歳前に離職し、基本手当の支給を受けたことがある者が、60歳以後安定した 職業に就いた場合であって、原則として 60 歳到達時点の賃金の 75%未満で就 労しているときに支給される。
- ○育児休業給付金 一般被保険者が、1歳に満たない子を養育するための休業をした場合において、 一定の要件を満たしたときに支給される。
- ○介 護 休 業 給 付 金 一般被保険者が、対象家族を介護するための休業をした場合において、一定の 要件を満たしたときに支給される。

3. 諸費率の算出方法

- 月間有効(新規)求人数 〇 求 人 倍 月間有効(新規)求職者数
- 就 職 件 数 率 〇 就 職 \times 100 月間有効(新規)求職者数
- 充 足 数 率 〇 充 足 \times 100 月間有効 (新規) 求人数
- 中高年齢者新規求職申込件数 ○ 新規求職者中に占める中高年齢者の割合 \times 100 新規求職申込件数
- 雇用保険受給者の就職件数 ○ 雇用保険受給者の 就職率 \times 100 雇用保険受給者実人員
- 中高年齢者就職件数 ○ 中 高 年 齢 者 の 就 職 率 \times 100 中高年齢月間有効求職者数

4. 季節調整

一般に、経済時系列指標の短期的な動きの大部分は季節要素によるもので、原系列の動きからは経済 動向をとらえることは困難である。このため、月次系列または四半期系列をみる場合には、原系列から 季節変動部分を取り除くことが必要である。

5. その他

(1) 本労働市場年報に使用している略符号は以下のとおりです。

「 - | ……該当数字なし 「▲」……減

(2) 四捨五入をした平均値等による統計表は、必ずしも合計数と「計」欄の数とは一致しない。